

## 令和3年第2回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和3年2月26日(金) 午前9時00分～11時00分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎別館防災センター2階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 後潟局長、大里主査、棚町主査、中村主任

議事録署名委員 (2番 外菌 健藏 委員、3番 西 美香 委員)

### ○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(5件)について

日程第2 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(4件)について

日程第3 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(3件)について

日程第4 議案第10号 非農地証明願(5件)について

日程第5 議案第11号 農地の形質変更届出(1件)について

日程第6 議案第12号 農用地利用集積計画案(3件)について(新規3件)

## 会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和3年第2回いちき串木野市農業委員総会を開催いたします。  
初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和3年第2回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしく申し上げます。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いいたします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名で全員出席しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

これより議事に入ります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、2番 外菌健藏 委員、3番 西美香 委員に申し上げます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

ただ今から、議事に入ります。まず、日程第1報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題としま

す。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

1 ページをお願いします。日程第1報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は5件6筆 4,362 m<sup>2</sup>です。貸し人の( )書きの方は亡くなっておられますので、相続代表者の氏名を掲載してございます。No.1、2、5は4月以降、農地中間管理事業活用のため、契約を終了させるそうです。No.3は、4から6ページのNo.2の農地法第3条第1項で、貸し人から、借り人へ売買をするために後ほどご審議いただくための解約となっております。No.4は29ページの日程第6議案第12号2月分の農用地利用集積計画書案No.2で後ほどご審議いただくための解約となっております。よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。事務局の説明がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

ないようですので、日程第1報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知5件については、申請のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということですので、日程第1報告議案第4号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知5件につきましては、申請のとおり受理することで決定いたしました。続きまして、日程第2議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は4件です。事務局の説明、その後調査委員からの調査報告をお願いし、4件終了後、質疑に入ります。では、No.1について、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第2議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は4件です。2ページ、3ページをお願いします。No.1についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を、譲り受けたいという申請です。これは、先月の総会にて、所有農地の違反転用があり、申請保留になっております案件です。違反転用部分の農地につきましては、後ほど23ページの非農地証明願No.4にて、ご審議いただくことになっております。この2ページの申請地は農用地区域外農地です。譲受人は、現在所有する農地は69 m<sup>2</sup>です

が、果樹を植えてあります。譲受人は以前所有していた農地を、娘さんが自宅を建てる際に提供したため、親しい不動産業者に近くで農業ができる場所を探してほしいと依頼しており、今回の申請地が見つかり、買い入れたいので申請を提出したとのことでした。購入後は申請地にて、自家消費をするための柿やいちじく、ブルーベリーやみかん、野菜の栽培を行う予定だそうです。今回の申請で下限面積は超えることとなります。調査は【正】を西委員、【副】を福菌委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

現地調査報告の前に、今説明がありましたように、違反転用の案件があったということで、それについては今回非農地証明願いで申請がされているということですので、関連がございますので、現地調査の報告の前に、非農地証明願いの説明をしていただけないでしょうか。それをした上で、現地調査の報告をいただきたいと思います。

中村主任

非農地証明願いの 23 ページ・24 ページをお開きください。申請地は、田 1 筆と畑 1 筆の 2 筆であります。申請人は平成 12 年頃、収穫したミカンを入れる箱や建設作業で使う機械を収納するための倉庫を建て、現在に至るまで当時の目的のままで使用しており、事務局が確認しております。今回委員による現地調査は行っておりません。申請地は、第 1 種農地ですが、農地としては 20 年以上使っていない状況で、今後農地としての活用は難しいと考えております。

議長

はい、ありがとうございました。非農地証明願いの件も踏まえながら、2 ページの現地調査の報告をお願いします。

西委員

3 番西です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の No. 1 について、調査報告いたします。2 ページから 3 ページをご覧ください。先月の総会で保留になった分です。現地は先月確認済みですので、2 月 22 日午前 9 時 45 分から、福菌委員と私で、代理人の行政書士事務所において、再度調査を実施いたしました。申請地は、農用地区域外農地です。譲受人が譲渡人より土地を売買により購入したいものです。営農計画が改善され、新たにトラクターも購入し、自宅からも近いこの農地で、耕作をしたいということです。今月の再度の申請に合わせて、現在違反転用の生福の農地も、非農地証明願いが提出されています。その隣の一部農地については、柿とサワーポメロの木が植えてあります。今回の申請については、問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。全部が終わってから質疑に入りたいと思います

ます。次に、No.2 について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

4 から 6 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地は全て耕作しておられます。この申請地は今まで譲渡人と譲受人の間で賃貸借されており、1 ページの合意解約をご審議いただきました農地です。現在耕作中の譲受人がこの農地を買いたいと申し出たための申請です。調査は【正】を福菌委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。以上よろしく申し上げます。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

福菌委員

5 番福菌です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請のNo.2 について、2 月 22 日申請人立会いのもと、川畑委員と私が調査をいたしましたので、報告いたします。申請地は、生福地区で、農用地区域内農地になります。位置図は、4、5、6 ページをご覧ください。申請人は定年後、本格的に農業を行い、稲作を軸に、トマト・大根などの果菜類をスーパーの生産者コーナーで販売しております。申請地取得後の営農計画は、水稻の栽培をする計画で、労働力は常時 1 人ですが、田植えや収穫時期は息子や娘が手伝ってくれるので問題はないとのことでした。農機具の保有状況は、トラクター・田植え機・コンバインなど一式保有され、自宅からの通作距離は 0.5 km です。問題はないと見てまいりました。皆様のご審議の程をお願いします。

議長

ありがとうございます。次に、No.3 について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

7 から 8 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。この申請地の隣の農地も譲受人の所有農地です。調査は【正】を川畑委員、【副】を福菌委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、調査委員の報告をお願いします。

川畑委員

4 番川畑です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請のNo.3 について調査報告をいたします。資料の 7、8 ページをご覧ください。

2月22日(月)午後3時30分より申請人立会いのもと、福菌委員と私で調査をいたしました。申請人は、申請地を購入し、自家用水稲を耕作されるそうです。労働力は常時1名ですが、植付け・収穫作業等は妹夫婦が手伝うとのこと。農機具は、トラクター・ハーベスター・田植え機・刈払機等保有されております。薬剤散布は、主に共同防除にて防除されます。通作距離は、自宅より1kmです。申請人は、労力・機械等が揃っておられ、問題なく耕作されると思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。次に、No.4について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

9から10ページをお願いします。No.4についてご説明申し上げます。譲受人が親戚である譲渡人の所有する農地を受贈したいという申請です。今回の申請地は農用区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。今回の申請で下限面積は超えることとなります。この申請地は、普段から譲受人が相対で耕作をしております農地です。調査は【正】を外菌委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

外菌委員

2番外菌です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.4について、2月20日午後5時より譲受人立会いのもと、久木山委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は、9、10ページになり、農用区域内農地です。いところの贈与で、譲受人が水稻を、現在耕作されています。営農計画は、水稻と甘藷が中心で、労働力は妻と2人です。農繁期の作業は、休日や会社の出勤前や退社後にするとのことでした。農機具は、トラクター・田植え機・草払機・動噴等で作業をされ、水稻収穫は知人に頼んで収穫してもらう予定です。自宅からの通作距離は、約1kmです。特に問題はないと思いますが、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。4件について事務局の説明及び調査委員からの調査報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入りたいと思います。まず、No.1について、皆様の方から何かご質疑ございませんか。先月の総会で懸案になっておりました違反転用の件につきましては、今回非農地証明願いで申請が出ておりますので、やむを得ないのかなという判断ができるんじゃないかと思います。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、次にNo.2についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、No.3について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、No.4について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございます。No.1からNo.4について、一括してお諮りします。日程第2議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請4件につきましては、申請の通り許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第2議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1からNo.4については申請のとおり許可することと決定いたしました。ありがとうございます。続きまして、日程第3議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は3件です。事務局の説明、その後、調査委員からの報告をお願いし、質疑に入ります。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

中村主任 日程第3議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は、3件であります。No.1について、ご説明いたします。11ページ、12ページをお開きください。譲受人は、市内で自営業を営んでおり、本申請地を買受け、資材置場・倉庫・駐車場等として使用したいための申請であります。第2種農地で、他のいずれの要件にも該当しないその他の農地であります。調査委員は【正】を木場委員に、【副】を西村委員をお願いしてあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、調査委員の報告をお願いします。

木場委員

1 番木場です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の No. 1 について報告します。調査日は、2 月 20 日午前 10 時より行政書士の代理人の立会いのもと、西村委員と私とで調査をしてまいりました。場所は、資料 11、12 ページをご覧ください。譲受人は、電気工事業を営む自営業者で、本申請地を買い受けて資材置き場、道具を保管する倉庫等として使用したいためです。目的の確実性は、許可が出次第着工し、資金は自己資金です。周囲には、農地はなく被害を及ぼす心配はないと見てきました。付近の状況は、東は宅地、西は道路、南は道路、北は道路です。代替え地について検討しましたが、今回申請した土地以外に適当な土地は見当たらなかったとのことでした。私たちが調査したところ、問題はないと見てきました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。次に、No. 2 について事務局の説明をお願いします。

中村主任

続きまして、No. 2 について説明いたします。13 ページ、14 ページをお開きください。申請地は、13 ページ備考欄にも記載してありますように、譲渡人には始末書を提出していただいておりますが、平成 24 年 9 月 3 日に、相続による所有権移転の登記がされております。また、既に平成 8 年 8 月 11 日に、神奈川県厚木市に居住されていたことも確認できております。申請地を管理する上では、なかなか難しい状況だったようです。その後、道路向かいにある〇〇から、職員駐車場用地としての借り入れの相談があり、平成 28 年 3 月 20 日に賃貸契約がされております。しかし、貸し人にも借り人にも申請地が農地で、農地法転用申請の許可が必要であることの認識がなく、今日に至ったものであるとのことでした。なお、賃貸契約を交わす際に、貸し人は、申請地の駐車場整備・敷地内の排水工事を行ってから貸したとのことでありました。今回、農業委員会の指導をいただき、許可申請を行った次第との説明がありました。申請地は第 3 種農地で、第 1 種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西村委員に、【副】を木場委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

西村委員

10 番西村です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の No. 2 について、2 月 20 日（土）午前 10 時 30 分より申請人代理人の行政書士立会いのもと、木場委員と私が調査をしましたので報告いたします。申請地の 13、14 ページを参照してください。申請地は、第 3 種



農地、第1種中高層住居専用地域内の農地で、申請人は、申請地を借り受けて職員駐車場として利用したいとのことです。申請地の東側西側は市道、南側北側は宅地です。被害防除計画ですが、境界はブロック積みをして土砂の流出を防止します。なお、雨水は、溜桝を経て、コンクリート側溝に水路放流します。他に、被害防除計画書及び誓約書・履歴事項全部証明書・駐車場配置図・土地貸借契約書・定款等が添付されております。何ら問題はないと見てきました。ご審議の程、よろしくお願いいいたします。

議長                   ありがとうございます。次に、No.3について事務局の説明をお願いします。

中村主任            続きまして、No.3について説明いたします。15 ページ、16 ページをお開きください。譲受人は、現在市内の借家に居住されており、手狭になったため、本申請地に住居を建築したいための申請であります。申請地は、第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長                   それでは、調査委員の報告をお願いします。

久木山委員           11 番久木山です。令和3年2月20日（土）午前9時に、行政書士、外菌委員と3名で調査をいたしました。申請地につきましては、資料の15、16 ページを参照してください。今回の申請は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて自宅を新築したいとのことです。農地は第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内の農地であります。転用計画は一般住宅建築で、被害防除計画書は東側宅地・西側道路・南側道路・北側畑であり、造成計画は30cm盛り土する計画です。被害防除は、緩衝地を設ける計画です。また、用排水計画においては、用水は公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で、西側道路の40cmの側溝に放流計画で、問題はないと思います。資金は、全額銀行借入れであります。調査した結果、何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いい申し上げます。

議長                   はい、ありがとうございました。今回の申請3件について事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。まず、No.1についてご質疑を受けたいと思います。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、次にNo.2についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようですので、次のNo.3について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 No.1からNo.3について、特にご質疑がないようでございますので、一括してお諮りします。日程第3議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1からNo.3については申請の通り許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第3議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件については、申請のとおり許可することと決定しました。ありがとうございます。続きまして日程第4議案第10号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は5件です。全て私どもの違反転用にかかる指導対象農地であるため委員による現地調査は実施しておりません。事務局の説明を受けた後に質疑に入りたいと思います。事務局の説明をお願いします。

中村主任 日程第4議案第10号非農地証明願であります。今月は5件の申請で、違反転用指導の結果、転用後20年以上経過している案件であります。非農地証明願No.1についてご説明いたします。17ページ・18ページをお開きください。申請地は田1筆、畑1筆です。申請人の父親が生前20年以上前に、農地を埋め立てて、宅地の一部として利用し、農地としては使っていないものであります。2筆とも、農業委員会側が確認しており、今回委員による現地調査は行っておりません。申請地は第3種農地で、準住居地域ある農地であり、農地としては、20年以上使っていない状況であり、今後農地としての活用は難しいと考えております。

次に、No.2であります。19ページ・20ページをお開きください。申請地は、田1筆であります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回は委員による現地調査は行っておりません。申請人の父親が平成5年3月以前から田を埋めて、資材置場として利用して

おり、農地としては使用しておりません。申請地は第3種農地で、第1種中高層住居専用地域にある農地であり、農地としては20年以上使っていない状況であり、今後、農地としての活用は難しいと考えております。

次に、No.3であります。21ページ・22ページをお開きください。申請地は畑1筆です。申請人の父親が昭和47年に家を見て、そのままの状態です。申請地は、農業委員会側が確認してありますので、今回委員による現地調査は行ってありません。申請地は、第3種農地で、第1種住居地域内にある農地であり、農地としては20年以上使っていない状況であり、今後農地としての活用は難しいと考えております。

次に、No.4であります。23ページ・24ページをお開きください。申請地は、田1筆と畑1筆の2筆です。申請人は平成12年頃、収穫したミカンを入れる箱や建設作業で使う機械を収納するための倉庫を建て、現在に至るまで当時の目的のまま使用しており、今回委員による現地調査は行ってありません。申請地は、第1種農地ですが、農地としては20年以上使っていない状況で、今後農地としての活用は難しいと考えております。

次に、No.5であります。25ページ・26ページをお開きください。申請地は、畑が2筆です。申請人の父親が平成10年11月に家を見て、その後農地としては使っていない状況です。今回委員による現地調査は行ってありません。申請地は、第2種農地であり、他のいずれの要件にも該当しない農地であり、農地としては20年以上使っていない状況で、今後農地としての活用は難しいと考えております。

議長

ありがとうございます。ただ今、5件の非農地証明願いについて事務局からの説明が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。まず、No.1についてご質疑を受けたいと思います。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、次にNo.2についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、次のNo.3について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、次にNo.4についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、次にNo.5についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ちょっと、事務局の方から、補足をお願いします。

局長 私の方から、補足説明をいたします。25 ページのNo.5 の非農地証明願が出てきているんですが、地図の〇〇と、その後ろの所に倉庫が建っております。これがまだ 20 年経っていないということで、トラクターが入っているということで、農業用倉庫ということで届出をいただき、現地を確認したんですが、全体のうち農業用倉庫は一部で、ほとんどは資材置き場の倉庫ということで、今後農業用倉庫としては認められないということで、4 条か 5 条申請をしていただくように指導していきたいと思っております。

議長 今、説明があったとおり、今回の非農地証明願の隣の土地についても、建物が建っているということで、まだ 20 年経過していないということで、今後転用申請を手続きさせるといったこと条件付きみたいなことで、今回の非農地証明願を受理するという形になります。特にないようでございますので、一括してお諮りします。日程第 4 議案第 10 号非農地証明願 5 件につきましては、申請の通り証明書を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第 4 議案第 10 号非農地証明願 5 件につきましては、申請の通り証明書を発出することで決定いたしました。ありがとうございます。次に、日程第 5 議案第 11 号農地の形質変更届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

中村主任 日程第 5 議案第 11 号農地の形質変更届についてであります。今月は、1 件の申請であります。申請人によると、今回申請する農地 13 筆、面積にして 4,213 m<sup>2</sup>について、田から畑に形質変更届を提出されております。なお、令和 2 年 6 月 26 日付で、農地法第 3 条の許可申請が出ている箇所であります。埋立て後、ビニールハウスを設置し、



課、財政課、農業委員会事務局で打ち合わせを行ったところでございます。その際に、確認をしております。13筆の嵩上げをするにあたり、隣接する市道、用排水路、用悪水路等の変更を生ずる可能性が大いにあり、他にも購入予定地があるということから、今まで11月の段階から話をしている、現地測量をしていただきたい、計画図面を作っていただきたいということが、農政課からの意見でございます。市道につきましては、土木課の意見でございます。形質変更と同時に、道路や水路、用悪水路の形状変更が生じる可能性があるのではないかとということで、管理をする財政課の意見を踏まえて、市役所の関係課の職員と、〇〇と一緒にもう一度打ち合わせをして、認識を再確認するべきではないかという意見になっております。調査委員の松田委員からもございましたが、検討をして、申請者とも協議をしてから、書類を出していくということで対応をしていきたいと考えているところでございます。

議長

今、事務局の方から説明がありました。埋め立ての面積が4,000㎡を超える規模的にも大変大きいということ、その区域内に用排水路等が含まれているということで、関係する市の関係課との協議が必要であるということで、現段階では正確な測量も行われていないということで、形質変更については、届に対する承認ということで、関係課との事前協議が整っていない段階での承認通知については、まだ発出ができないのではないかとということで、今日の総会の中では皆さんからご意見を出していただいて、事務局の方としては、事前協議が整った後に所定の承認の手続きをした方がいいのではないかと報告でございました。委員の調査の方も、そういった話を伺っておりましたので、現地で申請者からの概要を聞いたところなんですけど、具体的な測量をした図面等もなく、簡単な見取り図みたいなものでの説明だったものですから、関係課との協議が必要であれば、そういったものを先に済ませておくべきじゃないかという判断で、事務局方の判断に委ねるといふ松田委員からの報告があったところです。皆様から何かご質問ございませんか。

久木山委員

議長、今回は保留ですよね。ただ、排水路のこととか色々あると思うんですよ。事務局が言うように、後々、農業委員会がここで、いいですよと言え、その後問題があれば何のために協議をして判断を出したか、間違っておれば大変失礼なことになります。確定してからでいいのでは。各課の話し合い後に再度申請してもらって、その後協議をしていただいて、よければ現場を見ていただいてもいいと思うんですよね。

議長 はい、木場委員どうぞ。

木場委員 3条申請の 때가、私と西村委員が調査に行きましたが、こういう荒れた所に施設ができていいことだと思いましたが、その時の立会人の話でも、あまり詳しく話も出ていなかったところです。この28ページの地図の上の所に道があり、その上に山があつて、この山を買われていまして、山を伐採して土を持ってきて埋め立てるんだという話を聞いたんですけど、3条申請の時も関係課の方々との話し合いも必要じゃないかなと思ひました。

議長 私も現地調査をしましたので、補足させていただきます。今回は、2か所に分かれております。申請者の考えでは、①から⑨を優先してビニールハウスを設置したいとの構想とのこと。とりあえず、①から⑨を埋め立てたいということ。その北側には、ハウスで生産した出荷場、事務所を建てる構想で、その用地交渉を今進めているそうです。かなり大規模で、これまでにない形質変更になっているということ。届出は出ておりますが、関係課との協議も必要ということ。今回の総会では保留ということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 それでは、今回の形質変更届については、諸課題が多いということで、事前協議が整った段階で再度申請をしていただき、今回は保留にするとすることにさせていただきます。ありがとうございます。次に進みます。日程第6議案第12号農用地利用集積計画書案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 29ページをお願いします。日程第6議案第12号2月分の農用地利用集積計画書案は、3件4筆4,597㎡で新規の申請です。1番の借り人は、認定新規就農者です。所有する農地はございませんが、借り受けている農地は全て耕作しています。2番と3番の借り人は、日置市で認定農業者になっており、所有する農地全てを耕作しておられます。よろしくお願ひします。

議長 これは通常の利用権設定になっておりますけれど、農地中間管理事業に載らない理由がわかりましたら教えてください。

棚町主査 事務局です。まず、1番の方は、10年間の貸借になっておりますが、貸し人の方が面倒な手続きをしないで早く手続きをしたいとの申

し出があったそうです。2番と3番の方は、お互いに知人同士であり、早期の契約を希望しており、簡単な手続きをすることになったそうです。

議長

はい、ありがとうございます。本来なら中間管理事業を利用してもらいたいんですが、ご本人達の希望もあって、一般の利用権設定で貸し借りの契約をするということです。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者声あり)

議長

それではお諮りします。日程第6議案第12号農用地利用集積計画書案3件4筆については、申請のとおりの内容で決定することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは、日程第6議案第12号農用地利用集積計画3件については、申請のとおりの内容で決定されました。  
以上で、議事の方は全て終わりました。

議事録署名委員

• \_\_\_\_\_

• \_\_\_\_\_